

大野和光園マイクロバス貸出規約

(目的)

第1条

この規約は、社会福祉法人大野和光園（以下「和光園」という。）が、地域に根ざした福祉増進の中心的な役割を果たして行くため、大野和光園が保有するマイクロバスを使用しない時間帯を利用して、大野市内に在する団体に活動を支援することを目的とし、貸し出す際に必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条

社会福祉法人大野和光園の所有する29人乗り中型バス（(福井200さ323)以下「バス」という。))の運行及び管理については大野和光園とする。

(利用対象者)

第3条

バスを利用できる者（以下「利用対象者」という。）は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 大野市内に住所を有する者とする
- (2) 市内住民で結成する団体とする
- (3) その他、当園が認めた者とする

(利用の対象)

第4条

バスを利用できる場合は、次の各号に掲げる場合に限りバスの貸し出しを許可する。

- (1) 利用対象者がバスの貸出を希望する場合
- (2) 理事長が必要と認める場合

(利用の日数及び回数)

第5条

和光園が使用しない時間又は、使用しない日とし、1回の利用日数については、2日を限度とし、利用回数については、利用対象者1人につき1年2回を上限とする。但し、理事長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用料)

第6条

バスの利用料は、無料とする。但し、バス使用中に要する費用に関しては利用対象者の負担とする。また、使用後は、燃料を満タン・車内・車外を清掃し返却することとする。

(運転者の要件)

第7条

バスを運転する者は、次の各号に掲げる資格、条件等をすべて満たしていなければならない。

- (1) 運転手については、各団体で手配することとする。和光園での手配は、一切しないこととする。
- (2) 自動車運転免許「大型」を有していること。
- (3) 運転日から起算して過去1年以内に道路交通法(昭和35年法律第105号)に違反する事実を事由として同法第6章第6節の規定により運転免許の取り消し、停止等の処分を受け、又は同法第8章の規定により刑に処せられたことがないこと。
- (4) 正常な運転ができる健康状態であること。
- (5) 運転日における年齢が満21歳以上75歳以下であること。

(損害賠償責任等)

第8条

1. バスを使用中に他人の生命若しくは身体又は財産に損害を与えた場合には、バスに係る自動車損害補償責任保険及び任意保険による保険金(以下単に「保険金」という。)によりその損害を賠償する。但し、損害賠償額が保険金の額を超えることとなる場合は、その超えることとなる部分については、和光園はその責任を負わないものとする。
2. バスを使用中に自分の生命又は身体に損害を受けた場合には、保険金に基づく補償を適用させるほかは、和光園は損害賠償の責任を負わないものとする。
3. バスを運転する者は、バスの使用に関し、盗難その他の損害について、細心の注意を払わなければならない。

(利用の手続き)

第9条

利用の手続きについては、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 申請の方法は、バス借用申請書に必要事項を記入の上、当該利用をする日の7日前までに和光園へ提出しなければならない。
- (2) 和光園は、申請書を審査し、バスの運行状況等を考慮して、その可否を決定し、申請者へ連絡しなければならない。

(備付書類)

第 10 条

和光園は次の書類を常に整備して置かなければならない。

- (1) バス借用申請書
- (2) 利用状況を記した記録簿
- (3) その他必要な書類

(その他)

第 11 条

この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

(添付書類)

- (1) 当日の乗車名簿
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 行事・事業計画書

理事長	専務理事	常務理事	理事	統括 施設長	施設長	副施設長	課長	課長補佐	課員

下記のとおりバスの借用申請がありましたので、許可してよろしいか。

付帯条件 : 燃料満タン、車内・車外清掃し返却する。

バス借用申請書

令和 年 月 日

大野和光園理事長 殿

住 所 大野市

団体名

責任者

担当者

電 話

私は、規約を理解し厳守することを誓い、下記のとおり、バスを借用したいので申請します。

使 用 目 的

借 用 物 品 公用車 三菱マイクロバス (福井 200 さ 323)

使 用 場 所

使 用 期 間 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 から
令和 年 月 日 () 午前・午後 時 まで

返 却 日 令和 年 月 日 () 午前・午後 時

- ※ 1 添付書類 : ①乗車名簿 ②運転免許証コピー ③行事・事業計画書
- ※ 2 借用条件 : 紛失、破損等は弁償する。
クリーニング出来るものについては、クリーニングする。

乗車名簿（学生・スポーツ団体用）

	氏名	監督・団員・ 保護者他	学校・学年	住所
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				

※ 運転手の方は、番号に○印をお願いします。
また、運転免許証のコピーも添付願います。

乗車名簿（一般用）

	氏名	職業	住所	電話番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				

※ 運転手の方は、番号に○印をお願いします。
また、運転免許証のコピーも添付願います。

マイクロバス貸し出しに関する諸注意 <借用者用>

下記の点にご協力等お願い致します。

- ①自家用車は、バスの車庫内またはその近辺に駐車願います。
冬季間は除雪の関係上、車庫内駐車をお願いします。
- ②貸し出し中の事故等については、速やかに大野和光園の方へ連絡し、指示に従って下さい。（※加害者、被害者どちらの場合も）
- ③バスに社名が入っています。駐車・速度等、交通違反など迷惑にならないよう願います。
- ④午後9時を過ぎると全ての玄関を施錠します。9時を過ぎそうな場合は、電話にてその旨ご連絡下さい。

9時を過ぎた場合、下記手順にてバスの返却をお願いします。

- 1) バスを車庫に戻す
- 2) 鍵を持って正面玄関へ
- 3) インターフォンにて中の職員を呼び出す
※ポスト後ろの柱にインターフォン有り
- 4) バスの鍵を職員へ渡す

- ⑤鍵に付いている「自動車運転記録簿」記入にご協力願います。

貸し出し期間中、まとめでの記入で結構です。

- ⑥バス返却に際、忘れ物が無いか再度ご確認ください。

車内は、ほうき掛けにて掃除をお願いします。

天候による外の汚れは、そのままでも結構です。

- ⑦貸し出し条件の一つ、燃料を満タンにすることをお忘れになりませんように。

（※燃料は、軽油です。借用者の負担にてお願いします。）



大野和光園 電話番号 0779-66-2551

それでは、事故の無いようお気を付けていってらっしゃいませ。

平成31年2月1日作成